

大雨に迅速に対応するために 交通遮断機操作訓練を実施！！

- ◆京都国道事務所管内には、異常気象時通行規制区間が3箇所(国道1号東山峠・国道9号老坂峠・国道9号観音峠)あります。連続雨量が230mmに達した場合、自然災害の危険性が高まると判断し、通行止めを実施します。
- ◆京都国道事務所では、大雨に迅速に対応することを目的に、交通遮断機の操作訓練を6月8日(水)に国道9号観音峠付近の交通遮断機で行いました。これからも地域の安全・安心のお役に立つよう努力してまいります。

